

「大阪府生活環境の保全等に関する条例及び同条例施行規則の一部改正案（石綿規制関係）」に対する府民意見等と大阪府の考え方について

- 募集期間：令和2年11月20日（金曜日）から令和2年12月21日（月曜日）まで
- 募集方法：電子申請、郵送、ファックス
- 募集結果：4名から19件の意見提出がありました（うち意見の公表を望まないもの0件）

いただいたご意見に対する大阪府の考え方は以下のとおりです。

※ご意見等は、募集の趣旨を踏まえ、基本的に原文のまま掲載していますが、一部、趣旨を損なわない範囲で要約しています。

※本府ユニバーサルデザインガイドラインに基づき、ご意見中の環境依存文字等については置き換えを行っています

No.	意見等の内容	大阪府の考え方
(1) 石綿の除去等に係る作業基準について		
1	「除去後の石綿含有建築材料を切断する場合は、集じん装置を備えた切断機を使用すること。」について、除去後の含有建材を切断することはやるべきではありません。切断せず飛散しない形で退出するよう指導すべきです。集じん装置を備えた切断機は、アスベストを飛散させます。労働者の目の前でアスベストを飛散させる危険な行為です。国が今も賠償金を払い続けている、「泉南型」の国家賠償と同様の事態です。このような事態を大阪府が推奨することは許されません。現場で「片づけられない」という声があるのであれば、隔離養生したところで切断作業をする必要があります。	本規制基準については、条例で従前から、規定しているものです。除去後の建材について、集じん機を用いれば切断してもよいという意味ではなく、建物の構造上そのままでは搬出できない等やむを得ず切断する際の集じん機の使用を義務付けているものです。
2	除去等工事で、当該建物より高い幕を設置（レベル1, 2, 3）することについて、この幕はたいてい防音シートだろうと考えられます。これは肝心のアスベスト飛散防止にはほとんど役に立たないばかりか、なかでどんな作業さなされているのかを覆い隠してしまうものであり、かえって危険です。近隣住民にとっては逆に不安を抱かせるものだと考えます。府条例で覆い隠しにお墨付きを与え、それを推進するようなことはしてはなりません。	本規制基準については、条例で従前から、規定しているものです。飛散防止幕の設置については、石綿の飛散防止に有効と考えており、特に成形板等レベル3建材等については、主な飛散物として想定されるセメント等と結合した状態の石綿に対して、一定の飛散防止効果があると考えております。
3	4) 掲示板の設置に係る基準について、「～当該下請負人の氏名又は名称、住所及び連絡場所並びに～」の住所及び連絡場所の表記では同じ意味にとられるのではないかと。電話番号を追記してはどうか。	表記については、法の表記に合わせ、「連絡場所」としますが、連絡先の場所及び電話番号等を意味していることを記入例等で示すこととします。
4	大阪府生環条例施行規則16条の9に定める掲示板のサイズを、大防法（新規則第16条の4第2項）で定めるサイズ（JIS A列3番の用紙に相当する、長さ42.0センチメートル、幅29.7センチメートル以上又は長さ29.7センチメートル、幅42.0センチメートル以上）と合わせてほしい。	掲示板の設置に係る基準については、改正法との整合を図るため、改正法の規定に合わせる予定です。

5	<p>「現行条例独自の作業基準は継続するなど、より安全確保につながる厳しい作業基準となるよう設定する。」との案については、ILO 条約での規制を遵守できることが望ましいと記載すべきです。そしてすぐにはできないとしても、いつまでに達成するかの日程計画を策定して記載してほしい。</p> <p>理由 今の規制基準では世界の流れに大幅に遅れており、今度大量の石綿による死亡者が増えるといえるからです。裁判で国とともに大阪府も、石綿被害者から訴えられることのないようにすることが必要です。</p>	<p>本条例で規定する作業基準は大気中への飛散防止を目的としたものです。法でも作業基準が規定されましたが、改正条例でも現行の規制基準を維持し、法より厳しい作業基準を規定することとしています。</p>
6	<p>2) 石綿を含有する仕上塗材が使用されている建築物等を解体、改造、補修する作業に係る作業基準 について、「・石綿の除去等工事に係る建築物等の周囲に、当該建築物等の高さ以上の幕等を設置すること。」ではなく、天井部位も含めて、外部との遮断を行い、外部に石綿を出さないことを求めます。</p>	<p>改正法においては、電動工具等を用いて除去作業を行う場合は、天井部分の養生を作業基準として規定しています。また、電動工具等を用いずに除去する場合は、湿潤化により周辺環境への飛散を十分に抑制できるとしているものの、条例では、より厳しい基準として飛散防止幕の設置を規定することとしています。</p>
7	<p>3) 石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿等及び石綿含有仕上塗材を除く。以下「石綿含有成形板等」という。）が使用されている建築物等を解体、改造、補修する作業に係る作業基準について、2) と同じにすべきです。</p>	<p>改正法においては、けい酸カルシウム板第1種を切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと（以下「原形ばらし」という。）が技術上著しく困難な場合の除去作業については、天井部分の養生を作業基準として規定しています。また、レベル3建材のうち、けい酸カルシウム板第1種以外の建材で原形ばらしが困難な場合の除去作業については、湿潤化により周辺環境への飛散を十分に抑制できるとしているものの、条例では、より厳しい基準として飛散防止幕の設置を規定することとしています。</p>
8	<p>4) 掲示板の設置に係る基準について、そもそも現状の表示では文字も小さく、通行中の位置など、少し遠くになると非常にわかりにくい。掲示板を現状の2倍程度に大きくし、かつ、「石綿施設の解体」現場であると太い赤字でタイトルを表示し、黄色の枠線で囲むなどして、市民が遠くからでも判読できるようにしてほしい。</p>	<p>掲示板の設置に係る基準については、改正法との整合を図るため、改正法の規定に合わせる予定です。改正法に規定された「一定以上の大きさであること」と「公衆の見やすい場所に設置すること」について、工事施工者が掲示板の大きさやデザイン、掲示板を複数設置する等工夫することは可能であり、大阪府としては、工事現場の状況に応じた、より見やすい場所への設置を求めています。</p>

(2) 石綿の除去等作業に係る届出対象の建材及び面積要件について		
9	届出対象の面積要件について、レベル3建材の使用面積が合計1000平方メートル以上を要件とすることとしています。 兵庫県条例などと同様、建設リサイクル法の届出、それから、石綿障害予防規則による届出対象である180平方メートル以上を届出の条件とすべきだと考えます。 また、スレート材は、建物の表面積の1.3倍から1.7倍程度の使用があります。使用面積と言う場合、重複分も含むスレート材の使用面積としてください。	届出の面積要件について、80平方メートル以上の解体等工事については法に基づく事前調査書面の報告を受けるため、そこで基本的な情報の把握はできると考えています。その中でも、特に1,000平方メートル以上の大規模作業について、届出いただくことで効率的な立入検査を実施できると考えております。使用面積の考え方については、引き続き、より効率的かつ効果的な条件を検討してまいります。
10	イ) 仕上塗材の使用面積が1,000平方メートル以上の除去作業、ロ) 石綿を含有する成形板その他の建材(仕上塗材を除く)の使用面積の合計が1,000平方メートル以上除去作業のいずれにおいても、他県で採用されていると同様、建設リサイクル法の届出、それから、石綿障害予防規則による届出対象である180平方メートル以上を届出の条件とすべきだと考えます。「本来であれば少しでも石綿材料が残っていれば、すべてを対象とすべきです。	
11	条例改正案で「建材」→「建築材料」、「仕上塗材」→「石綿含有仕上塗材」にする。	ご意見のとおり、本条例施行規則に規定する予定です。
12	条例改正案の「石綿を含有する成形板その他の建材」では、吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を内包した記載となるため、これらを除外する内容を追記すべき。	ご意見のとおり、本条例施行規則に規定する予定です。
13	「使用面積」と記載されているが、実際に建築物等に使用されている面積か、除去等作業を行う面積か分かりにくいので、「除去等作業面積」などにはいかがか。 ※「(3) 石綿の濃度測定について」においても同様の意見	表記については、法の表記に合わせ、「使用面積」としますが、ご意見を踏まえ、本条例施行規則において、除去等作業を行う面積であることが分かるよう規定いたします。
(3) 石綿の濃度測定について		
14	10本/リットルと言う基準は、以前の石綿加工工場の敷地境界基準として位置づけられていた数字です。環境省も、アスベストモニタリングマニュアルでも1本/リットル以上が異常値であることを明記しています。 10本/リットルとは、10000本/立法メートルということであり相当の高濃度です。しかも敷地境界での数字ですから実際は異常な漏洩量だと言わざるを得ません。 基準濃度、測定箇所、測定頻度などもっと厳密なものに見直してください。	今回の条例改正においては、現行の規制を維持しますが、今後、大気汚染防止法における敷地境界基準等の見直しが行われた際には、本条例における基準値について、適切な見直しを行うこととします。
15	「工事施工境界基準」とすることはよいのですが、現状の「10本/リットル」の基準は、あまりにも緩すぎるものであり、環境省もアスベストモニタリングマニュアルで決めている「1本/リットル以上が異常値」であるとするべきです。本来であれば、作業場内でも、1本以下であるべきところです。	

16	<p>石綿濃度測定結果について、発注者への交付はもちろんで、行政にも、解体作業中の測定日の結果毎に、および、解体終了後に結果報告書を提出させるべきです。そもそも、事前計画書の確認や立ち入り検査だけでは、工事の異常発見漏れが多くなるといえる。分析には平均で5日から7日程度要するだけであり、その測定毎に提出させるべきです。1次答申にもあるように「樹脂被覆・固化建材の代表的なものであるPタイルの撤去については、パール等の工具や電動ケレン等の機械によるはつり（破碎）が多い状況であり、原則手ばらしでの除去という条例や改正法での作業基準の遵守が困難なケースが多くある」からこそ、こういう規制が必要です。</p>	<p>改正法により新設される事前調査結果報告制度による情報の活用や、強化される立入権限を活用し、作業及び報告の記録の確認により、石綿飛散の未然防止や作業基準遵守の確認が可能であることから、測定結果を含む完了報告書の行政への提出は義務化せず、工事前確認や工事中立入検査の対応に注力したいと考えております。</p>
17	<p>結果を、「工事施工境界基準」と対比して、わかりやすく解現場に掲示してほしい。 理由 現在騒音振動については、デジタル表示計で、瞬時値を作業場外に、見えやすいところに表示しているが、大変わかりやすいです。これに類似したやり方で、表示することは大変有意義であるといえます。とくに今回のアスベスト汚染は、大変危険な物質汚染であり、府民がその危険性を知ったり、気が付いたりするうえで、大変効果的であるといえます。</p>	<p>測定結果については、騒音振動のように常時監視できるものではなく、分析結果が出るまで一定の時間を要します。国や迅速測定装置の開発の今後の動向を踏まえ、引き続き、検討してまいります。</p>
18	<p>「工事施工境界基準」と記載されているが、何の工事が明確でないため「特定工事境界基準」などにはいかがか。</p>	<p>「工事施工境界基準」については、通行人や発注者従業員などを含めた一般公衆人への石綿暴露を未然に防止する観点から規定しています。そのため、特定工事の境界ではなく、工事請負者が占有し、発注者従業員を含む一般公衆が立ち入ることができない当該専有部分を囲んだ線から外側1メートルの位置としています。</p>
(4) その他		
19	<p>「作業結果の都道府県等への完了報告」について、行政への報告を義務付けるべきです。行政としての「効率的な規制の運用の観点」から、発注者への作業の結果報告と同地物を行政にも提出させるだけでよいのであるから、当然の規制とすべきです。なるほど「完了報告書の行政への提出は義務化せず、工事前確認や工事中立入検査の対応に注力すべき」ことも重要ですが、規制の網の目をより厳しめにしておくべきです。石綿の影響は致命傷という実態からみて深刻な被害だからです。</p>	<p>改正法により新設される事前調査結果報告制度による情報の活用や、強化される立入権限を活用し、作業及び報告の記録の確認により、石綿飛散の未然防止や作業基準遵守の確認が可能であることから、測定結果を含む完了報告書の行政への提出は義務化せず、工事前確認や工事中立入検査の対応に注力したいと考えております。</p>